児童氏名

・登所(園)の目安を参考に、<u>かかりつけ医の診断に従い</u>、届の記入および提出をお願いします

本字で何/	こしていないと判例し	に場合には、全所(風)をわ断りすることがあります
該当疾患	疾患名	登所・登園の基準
120		以下の基準に基づき、保育施設と保護者で判断する
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の
		諸症状がなく保育施設での活動に通常通り参加できること
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過する
		まで <u>(発症日: 月 日、解熱日: 月 日)</u>
	新型コロナ ウイルス	発症(発症日が不明の場合は抗原陽性判明日)した後5日を経過し、
		かつ、症状軽快後1日を経過するまで
		*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状
		が改善傾向にあることをいう。
		<u>(発症日: 月 日、症状軽快日: 月 日)</u>
	RS ウイルス感染症	解熱後24時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状
		態が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること
	ヒトメタニューモ	解熱後24時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状
	ウイルス感染症	態が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、保育
		施設での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑	食欲があり、機嫌がよく、保育施設での活動に通常通り参加
	(りんご病)	できること
	ヘルパンギーナ	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がな
	手足口病	く普段の食事が摂れ、通常の活動に参加できること
	アデノウイルス感染症	解熱後24時間以上経過し、保育施設での活動に通常通り参
	(咽頭結膜熱・ 流行性角結膜炎以外)	加できること
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快(水様下痢がみられない 24時間以
		上嘔吐がない)普段と同様に食事が摂れる★
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性膿痂疹	
	(とびひ)	患部を覆えば登所登園可(覆えない患部はかさぶたがとれるまで不可)
	(

(医療機関名)年月日受診)において上記疾患と診断されました。保育施設の基準を満たしたので、年月日より登所(園)します。

★感染性胃腸炎:感染が拡がりやすい ため、状況を保育施設とよく相談する。 24 時間以内の嘔吐がある場合、食欲が ない場合、おむつからはみ出すような 水様便が複数回ある場合は登所(園) を差し控える。2週間以上下痢が続い ている場合は医師の許可があれば登所

(園) できる。乳児で普段から便が緩

い場合はこの限りではない。

年 月 日 保護者名

(自署)

(作成: 千葉市医師会

千葉市こども未来局幼保指導課)

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。